

1 都市計画マスタープランの改訂概要

(1) 計画の位置づけ・改訂の目的

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づいた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、都市計画のビジョンや方針を示すものです。

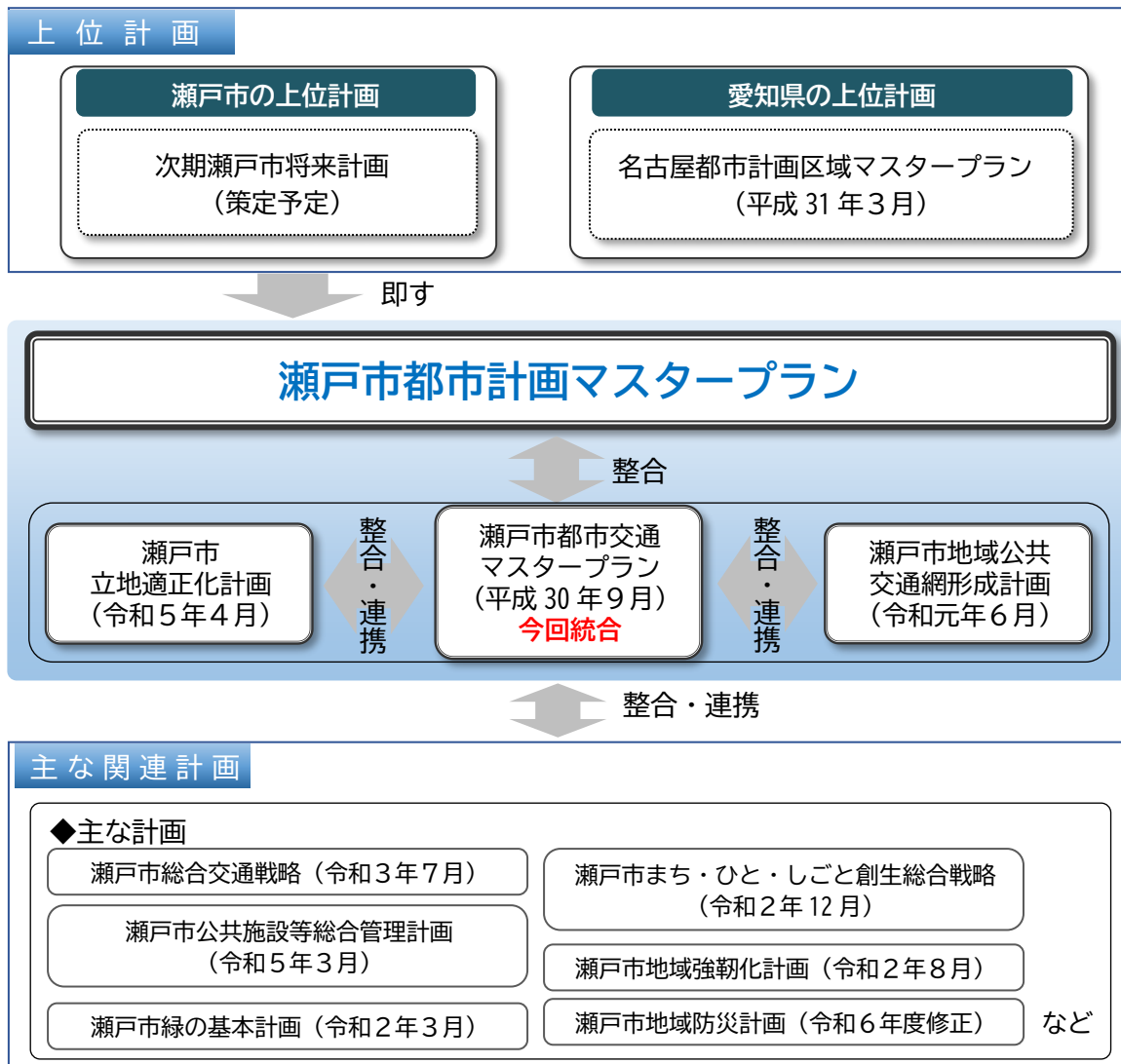
本市が定める都市計画（土地利用の規制・誘導や都市施設（道路、公園、下水道など）の整備、市街地開発事業等）は、この都市計画マスタープランに即している必要があります。

現行の都市計画マスタープランは、令和18年（2036年）を目指す将来ビジョン、令和8年（2026年）を目標年次として、各種施策を進めてきました。策定後概ね8年が経過しようとし、この間、人口減少・高齢化社会の進展や社会経済情勢の変化など、瀬戸市を取り巻く環境が大きく変化しています。

今年度より、令和9年度を始期とした本市のまちづくりの新たな指針となる「次期瀬戸市将来計画」の策定に着手しています。

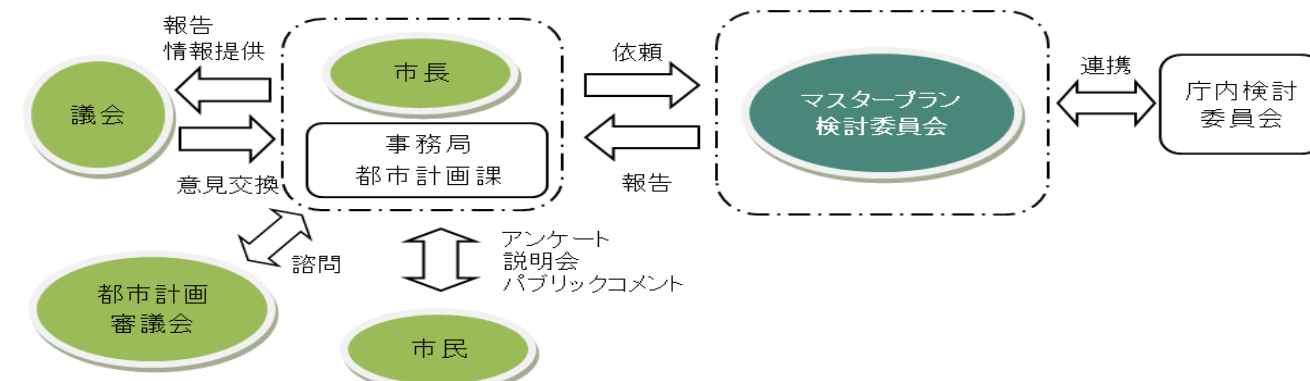
都市計画マスタープランは、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、10年程度で目標設定等を行うとされていることから、上位計画の内容に即するとともに、関連計画との整合性を図りながら、今回の改訂では都市交通マスタープランとの統合をし、本市の新たなまちづくりの目標や方向性を示すための次期計画として、改訂を行います。

◆計画の位置づけ



(2) 計画改訂の体制

都市計画マスタープラン改訂の体制は以下のとおりです。



(3) 計画改訂のスケジュール

瀬戸市都市計画マスタープランは以下のスケジュールに基づき、改訂を進めます。

